

03-6 松本圏域における精神保健福祉法の規定による申請・通報事例に関する調査研究 8年間の申請・通報等処理状況からの分析

長瀬有紀（長野県松本保健福祉事務所）

キーワード：精神保健福祉法、23条通報、精神科救急

要旨：精神保健福祉法に基づく申請・通報のうち、第23条通報の増加による保健所の負担が増加していることから、過去8年間の第23条通報対象者の基本情報や保健所の対応について分析を行った。前期（平成27-30年）と後期（令和1-4年）の比較では、対象者の基本情報に顕著な変化はないものの、10代の者の割合や発達障害を含むF8（ICD分類）群の増加がみられていた。また、疾患群により措置入院となる割合に差が認められ、適正な措置入院に関する事務の継続とともに、地域における関連機関の連携による支援体制整備についても、今後検討が必要と考えられた。

A. 目的

保健所では、精神保健福祉法第22条から第26条までの規定による申請・通報または届出に基づく措置入院に関する事務を患者の人権に最大限配慮しながら行っているが、申請・通報件数は年々増加傾向にある。中でも、警察官による第23条通報が増加傾向にあり、保健所への負担が増している。

そこで、第23条通報事例の状況を集計・分析し、通報増加の要因を検討するとともに、今後の対応について考察を行うことを目的とした。

B. 方法

直近8年間の申請・通報事例における対象者の状況及び保健所の対応について調査し、平成27-30年と令和1-4年の状況を集計し比較分析する。
（調査対象）

平成27年度から令和4年度までに、松本保健福祉事務所で受理した精神保健福祉法第23条による通報事例

（調査方法）

以下の書類の記載事項から調査項目について、集計・分析を行った。

- ①業務概況書 ②措置入院のための事前調査票
- ③措置入院に関する診断書

（調査項目）

1) 通報件数 (①)

各年度での第23条の通報件数

2) 第23条通報対象者の基本情報 (②③)

年齢、性別、同居家族の有無、精神科受診歴（受診継続中、受診中断、受診歴無し）

3) 第23条通報対象者への保健所の対応 (②③)

措置診察の必要性の判断、精神保健指定医による診断及び措置の要否判断、患者処遇の状況（措置入院、医療保護入院、任意入院、帰宅）
（統計分析）

通報対象者のうち、措置対応を行った者の割合について、医療的対応が主となる疾患（F2,F3,F4）群とその他の疾患群で χ^2 検定を用いて比較を行った。統計学的有意水準は、 $p<0.05$ とした。

C. 結果

1) 通報件数

第23条通報件数は、平成27年度（45件）に比べると令和4年度（69件）では増加していたが、令和2年度以降はほぼ横ばいであった（68件、66件、69件）。

2) 第23条通報対象者の基本情報

性別は、前期・後期ともに男性は約55%で、男女比に概ね変化はみられなかった。年代では、10代の割合が後期でやや増加していたが（前期6.6%、後期8.5%）、その他の年代では大きな変化は認められなかった。同居家族の状況では、後期で同居者有の者の割合が高かった（63.8%、70.0%）。精神科の受診歴については、大きな変化は認められなかった。

3) 第23条通報対象者への保健所の対応

① 措置診察の必要性の判断

診察不要とした事例は前期 3 件、後期 2 件であり、多くの事例で措置診察が必要と判断しており、大きな変化は認められなかった。

② 精神保健指定医による診断 (ICD 分類)

前期・後期ともに、F2 (統合失調症) が最も多く約半数を占めていた (前期 49.7%、後期 48.1%)。次いで F3 (気分障害) (15.5%、12.9%)、F4 (神経症性障害) (11.4%、9.8%) であった。F3、F4 疾患群では、後期での全体に占める割合は減少傾向であった。後期で割合が増えていた疾患群は、F6 (成人の人格及び行動の障害) (4.1%、5.4%)、F7 (知的障害) (3.1%、4.7%)、F8 (心理的発達障害) (2.6%、6.2%)、F9 (小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害) (1.0%、2.3%) であった。特に F 8 群での増加が目立っていたが、複数回通報対象者の割合は低かった。

③ 精神保健指定医による措置の要否判断

措置診察事例に対する要措置率は、後期で高かった (前期 70.5%、後期 78.7%)。

④ 患者処遇の状況

通報対象者のうち措置入院となった者の割合は、前期 69.4%、後期 78.1% と増加していた。一方で、医療保護入院、任意入院と帰宅となった者の割合は、それぞれ減少していた。

4) F2,F3,F4 と診断された群とその他の診断群での措置入院の割合の比較

F2,F3,F4 群での措置入院者と措置入院以外の処遇となった者の割合とその他の疾患群での割合を比較したところ、前期、後期ともに F2,F3,F4 群では措置入院となった者の割合が高く、有意な差が認められた ($p < 0.01$)。

D. 考察

近年増加傾向にある 23 条通報についての分析では、対象者の性別・年代、精神科の受診歴や疾患群についての大きな変化は、認められなかった。厚生労働省による患者調査によれば、精神疾患を有する患者数は増加傾向にあり (平成 14 年 223.9 万人→平成 29 年 389.1 万人)¹⁾、長野県においても、自立支援医療受給者は増加傾向

にある。松本圏域における通報数の増加は、そうした精神疾患を有する患者数増加を背景としている可能性がある。一方、年代や疾患群での比較において、10 代の者の割合や F8 群と診断された者の割合が増加しており、今後の動向を注視していく必要がある。

保健所の対応については、措置診察事例に対する精神保健指定医の要措置診断率は軽度増加傾向にあり、医療の要否判断の観点では適切な対応が行われていると考えられた。

また、医療的対応が主となる疾患 (F2,F3,F4) 群とその他の疾患群とでは、措置入院となる者の割合に有意な差が認められたことから、今後は、F2,F3,F4 群以外と診断された患者への対応について振り返りを行い、通報前相談や入院外医療等の関連機関の連携による支援体制の中での対応について検討し、関連機関と共有していく必要があると考えられた。

E. まとめ

近年の第 23 条通報増加は、精神疾患患者数の増加が一因となっている可能性があり、措置入院に関する事務を継続するとともに、必ずしも入院による治療を要さない事例に対応するため、関連機関の連携による支援体制の構築に取り組む必要があると考えられた。

F. 利益相反

利益相反なし。

G. 文献

- 1) 地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の構築に向けた検討会 報告書 (参考資料)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000949217.pdf>